

「中小規模事業者の安全管理措置に関する実態調査」資料の公表について

1. 本調査の目的

中小規模事業者における個人データの安全管理措置の実態を把握し、個人情報保護委員会における検討及び今後の執務に役立てるとともに中小規模事業者の個人情報保護に対する意識の向上につなげることを目的として、今般、従業員の数¹が100人以下の中小規模事業者を対象としたアンケート調査を実施し、①個人情報の保有状況、②個人情報保護に関する取組、③令和2年改正法¹と漏えい等への対応、④不正アクセス、⑤EC サイト等の運営状況、⑥テレワークの実施状況、⑦個人情報保護委員会への要望等について、調査結果を取りまとめた。

※ 回収数：4,681件(回収率：15.6%)

2. 調査結果の概要

(1) 個人情報の保有状況

- ・ 顧客情報100人以下の中小規模事業者が過半数を占めるが、顧客情報1万人超の中小規模事業者も一部(4.8%)存在²
- ・ 保有個人情報の内容は、
 - － 基本4情報(氏名：約9割、生年月日：約4割、性別：約6割、住所：約8割)
 - － 電話番号：約8割
 - － メールアドレス：約5割
 - － 銀行口座情報：約3割
 - － マイナンバー：約2割
 - － 健康状態(健康診断情報を含む)：約2割

(2) 個人情報保護の取組

- ・ 個人情報の取扱いに関する課題
 - － 「何をしてよいか分からない」：約4割
 - － 「個人情報保護法等の理解不足」：約4割
- ・ 個人情報保護に関する担当者を設置していない：約5割
- ・ 個人情報の管理に当たり参考にしているもの
 - － 「法律・ガイドライン」：約6割
 - － 「弁護士や税理士、コンサルティング業者への相談」：約3割
(うち、「税理士」：約7割、「社会保険労務士」：約4割、「弁護士」：約2割)

¹ 令和4年4月1日に全面施行された個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号)

² 金融業・保険業、医療・福祉、複合サービス事業等

(3) 令和2年改正法と漏えい等への対応

- ・ 令和2年改正法への対応状況
 - － 「改正したことや改正の内容を知らない」： 約4割
 - － 「改正内容は把握しているが何をすべきかわからない」： 約1割
- ・ 令和2年改正法により漏えい等報告が義務化されたことについて
 - － 「知らなかった」： 約8割
- ・ 漏えい等発生時の規程・マニュアルの整備状況について
 - － 「規程・マニュアル等を作成している」： 約1割
 - － 「今はないが、これから作成する予定」： 約4割

(4) 不正アクセス

- ・ 不正アクセスを受けた経験の有無
 - － 「ある」： 3.3% (被害状況: システム等の停止(37.3%)、データ改ざん(11.1%)、クレジットカード情報等の決済情報の漏えい(9.8%))
- ・ 不正アクセスの原因
 - － 「システムの脆弱性」： 27.5%
 - － 「フィッシングメール」： 22.2%
 - － 「原因不明」： 37.9%

(5) EC サイト等の運営状況

- ・ EC サイト等の運営状況
 - － 「運営している」： 約1割
- ・ EC サイト等の保守・運営の委託先において漏えい等事案が発生した場合の対応
 - － 「(委託先から)何かあれば連絡があると思っているので、特にルール等は決めていない」： 約4割

(6) テレワークの実施状況

- ・ テレワークの実施状況
 - － 「実施している」： 約1割
 - － 「現在は実施していない(過去に実施していた)」： 約1割
- ・ テレワークにおける個人データの取扱い
 - － 「取り扱っている」： 約4割
- ・ VPN 機器の導入状況
 - － 「導入している」： 約4割
- ・ VPN 機器の脆弱性に係る情報の確認状況
 - － 「確認して(させて)いる」： 約9割

(7)個人情報保護委員会への要望等

- ・ 個人情報保護委員会への要望等
 - － 「資料の充実」： 約2割
- ・ 個人情報保護委員会のホームページの閲覧状況
 - － 「閲覧したことがある」： 約1割
- ・ 「閲覧したことがある」と回答した中小規模事業者の閲覧による参考度合い
 - － 「大変参考になった」： 約3割
 - － 「まあまあ参考になった」： 約5割

3. まとめ ～ 中小規模事業者の個人情報保護に関する意識の向上 ～

- ・ 中小規模事業者においては、個人情報の取扱いについて、「何をしてよいか分からない」や「個人情報保護法等の理解不足」を課題としている事業者が多く存在しており、個人情報保護に関する担当者のいない事業者が半数を超える等、限られた経営リソースの下で、十分な体制整備ができていない状況にあり、漏えい等報告の義務化を認知していない事業者が多数を占める現状につながっていると考えられる。
- ・ 一方で、個人情報の漏えい等があった場合のマニュアルの作成については、予定も含めると過半数を超える中小規模事業者が何らかの対応を行うとしていることから、中小規模事業者においても、個人情報を適切に取り扱う意識はあることがうかがわれる。
- ・ また、個人情報保護委員会のホームページを閲覧したことがないと回答した中小規模事業者が多数を占めているものの、閲覧したことがあると回答した中小規模事業者においては、「参考になった」との回答が多数を占めていることから、個人情報保護委員会のホームページの掲載資料は有用であると考えられる。
- ・ このため、説明資料の更なる充実も重要であるが、まずはその存在自体を周知広報していくことが必要と考えられる。
- ・ 中小規模事業者においては、個人情報の管理に当たり、弁護士・税理士・社会保険労務士等への相談や、商工会議所等の民間事業者が発信する情報や説明会を参考にしているとの回答が多数あった。
- ・ 以上を踏まえ、周知広報に当たっては、例えば、士業の団体(日本税理士会連合会、全国社会保険労務士会連合会など)や、中小規模事業者が加入している団体(日本商工会議所、全国商工会連合会等)を通じて、中小規模事業者への個人情報保護制度(漏えい等報告の義務化など)に関する周知広報について協力を要請していくこと等が考えられる。

以 上